

第12836号 令和元年(2019年) 7月2日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告示	
○熊本県産業	密棄物指導要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○熊本県産業	軽棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調
	要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(
○児童福祉法	こ基づく指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・(障がい者支援課) 51
○臨時種畜検	をの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(畜産課) 52 開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(道路保全課) 52
	開始 · · · · · · (道路保全課) 52
公 告	
○都市計画法	こよる開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建築課) 52
	设立の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(農村計画課) 53
○ 令 和 元 年 度	(2019年度)職業訓練指導員試験の実施・・・ (労働雇用創生課) 53
○土地改良区	の定款変更認可・・・・・・・・・・・・・・・・(農村計画課) 54
	記分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・(農地・担い手支援課) 54
	紀分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・(〃) 55
○道路の位置	り指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建築課) 55
○道路の位置	の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(〃) 55 の指定・・・・・・・(〃) 55
登 載	
	(2019年度) 第1回熊本県公立大学法人評価
	崔·····文法人評価委員会) 56
〇令和元年度	(2019年度) 第4回熊本県情報公開・個人情
報保護審議	会の開催・・・・・・・・・・・・(熊本県情報公開・個人情報保護審議会) 56

告 示

熊本県告示第137号

熊本県産業廃棄物指導要綱を次のように定める。

令和元年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業廃棄物指導要綱 熊本県産業廃棄物指導要綱(平成5年熊本県告示第388号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条-第2条)

適正処理の推進(第3条-第6条) 第 2 章

県外産業廃棄物の搬入 (第7条-第11) 第3章

施設の適正設置指導 (第12条-第24条) 第4章

第5章 雑則 (第25条-第28条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号 第1条 「廃掃法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政 令第300号。以下「廃掃法政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 行規則(昭和46年厚生省令第35号。)、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)、 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の 熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年熊本県規則第51号。 以下「細則」という。)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年政令第389号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成14年政令第389号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業・環境省令第7号)に定められた許可、適正な処理等に係る基準及び指導に関する規定についての具体的な馬の事務取扱の運用基準並びに廃品法の基準及び指導に関する規定についての具体的な馬の事務取扱の運用基準並びに廃品法 の処理基準等違反の未然防止のために県において取り組む事項の運用指針を定めるもの とする。(この要綱の運用及び用語の定義)

この要綱の運用において、廃掃法、自動車リサイクル法等法令が定める基準に適

合することが客観的かつ明確である場合はこの要綱は適用しない。

- この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこ ろによる。
 - 産業廃棄物 廃掃法第2条第4項に規定する産業廃棄物並びに自動車リサイクル (1)法第2条第2項に規定する使用済自動車、同条第3項に規定する解体自動車及び同条 第4項に規定する特定再資源化物品をいう。
 - 特別管理産業廃棄物 廃掃法第2条第5項に規定する産業廃棄物をいう。以下、 産業廃棄物に特別管理産業廃棄物が含まれるものとする。
 - 安定型産業廃棄物 廃掃法政令第6条第1項第3号イ (1)から (6)までに規定す (3)る産業廃棄物をいう。
 - 排出事業者 事業 (産業廃棄物の処理に係る事業を含む。) 活動に伴い産業廃棄 (4)物を生ずる事業場を設置している事業者をいう。
 -) 処理業者 知事又は市長の許可を受けて、産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分 を業として行っている者又はこれらを業として行おうとする者をいう。
 - 処理 産業廃棄物の保管、収集、運搬、処分等をすることをいう。 (6)
 - 産業廃棄物の中間処理又は最終処分をいう。 (7)処分
 - 中間処理 産業廃棄物の再生利用、減量化、中和、無害化等中間的な処分をする (8)ことをいう。
 - (9)
 - 最終処分 産業廃棄物を埋立処分することをいう。 産業廃棄物処理施設 廃掃法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をい (10)う。
 - (11)産業廃棄物の処理の用に供する施設 前号に規定する産業廃棄物処理施設を含み、 運搬車両及び運搬容器を除き、積替え保管施設を含む産業廃棄物の処理に係るすべて の施設をいう。
 - (12)最終処分場 廃掃法政令第7条第14号に規定する施設をいう。
 - 中間処理施設 産業廃棄物を中間処理する施設をいう。 (13)
 - 排出事業場 工場その他の事業活動に伴い産業廃棄物を排出する施設及び工事現 (14)場をいう
 - 県外排出事業者 熊本県の区域外に排出事業場を有する排出事業者をいう。 (15)
 - 県外産業廃棄物 熊本県の区域外で発生した産業廃棄物をいう (16)
 - マニフェスト 廃掃法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票をいう。 (17)第2章 適正処理の推進

(処理業の許可等に関する基準)

産業廃棄物処理業の許可及び変更許可の申請並びに細則第8条第1項の申請及び 第3条 細則第14条第1項の登録に関する基準(以下「処理業の許可等に関する基準」という。) は、別に定める。

(産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準)

- 第4条 産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理 (閉鎖後の最終処分場の維持管理 を含む。)及び収集、運搬における維持管理に関する基準(以下「産業廃棄物の処理の 用に供する施設の維持管理に関する基準」という。)は、別に定める。 (水銀廃棄物の適正処理)
- 県は、地球規模の取組により人為的な水銀汚染の防止を目指した水銀に関する水 俣条約の締結により、廃掃法において追加された水銀及び水銀を含む廃棄物の適正処理 に関する基準並びに熊本県水銀含有廃棄物の安全かつ効率的な処理方法に関する検討会 による提言書を踏まえ、処理業者が水銀及び水銀を含む廃棄物を処理するに当たり、廃 掃法に基づく基準を遵守するために必要となる具体的な基準を定め、遵守するよう求め るものとする
- 前項の基準は、前条の産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準及 び第23条に規定する廃掃法等法令を遵守するために必要とする基準において定める。 (マニフェストの使用に関する基準等)
- 第6条 産業廃棄物の処分を受託した処分業者が、当該処分を終了したとき、又は再生利用したときは、当該処分業者に対し、当該処分又は再生利用に係るマニフェストの熊本県への送付票(以下「K票」という。)を、処分又は再生利用が終了した月の翌月10日までに知事に提出するよう求めるものとする。
- 第3章 県外産業廃棄物の搬入

(県外産業廃棄物の搬入に係る協議等)

7条 県外排出事業者が、県外産業廃棄物を県の区域内(熊本市を除く。)において処分するために搬入しようとする場合、知事は、あらかじめ、当該県外排出事業者から、 県外排出事業場又は処分する産業廃棄物の処理の用に供する施設ごとに、県外産業廃棄 第7条 物般入事前協議書 (別記第1号様式。以下「協議書」という。)により協議を受けるものとする。ただし、県内への年度間(4月1日から翌年の3月31日までの1年間)の搬入量が500トン未満の県外排出事業者、廃掃法第15条の4の3に基づく広域的処理についての認定を受けた者の当該認定に係る施設で処理する県外排出事業者、廃掘法 第20条の2に基づく再生事業者登録を行っている者の当該登録に係る事業の用に供す る再生処理施設で処理する県外排出事業者及び細則第8条に規定する再生利用個別指定 業者の当該指定に係る事業の用に供する再生利用施設で処理する県外排出事業者は、 の限りでない。

- 前項の場合において、処分業の許可を有する優良認定業者(廃掃法政令第6条の11第2号の基準に適合すると認められた者)に処分を委託するときは、県外排出事業者は、 前項の協議書に代えて、事前に県外産業廃棄物搬入届出書(別記第2号様式。以下「搬 入届出書」という。)を提出できるものとする。
- 第1項の協議書及び前項の搬入届出書には、次の各号に掲げる書類の添付を求めるも
 - 当該排出事業場の業務概要を記載した書類 (1)
 - 製造工程図(使用原材料が分かるもの)及び産業廃棄物の排出工程図又はこれら (2)に類する図書等
 - (3)搬入方法及び搬入経路を記載した書類並びに搬入経路を記入した地図
 - (4)委託処理の場合は、当該排出事業者と委託を予定している処理業者の委託契約書 案
 - (5)運搬容器及び運搬車両のカラー写真
 - 搬入する産業廃棄物の分析証明書(有害物質等の含有又は溶出試験結果で、事前 (6) 協議書を提出しようとする日前60日以内に検査を実施したものに限る。)
 - 委託処理の場合は、委託を予定している処理業者の許可証等の写し (7)
 - 処分を予定している処理業者が作成した産業廃棄物の処分計画書(別記第3号様 (8)式)
 - り) 県外産業廃棄物が中間処理されたものである場合は、当該産業廃棄物の性状及び成分を明確にし、適正処理を確認した旨を記載した書類(別記第4号様式) の 県外産業廃棄物が中間処理された特別管理産業廃棄物である場合は、当該中間処 (9)
 - (10)理に係る廃棄物の種類、量、処理を委託した排出事業者の氏名及び名称並びに当該廃 棄物に係る製造工程図(使用原材料が分かるもの)及び廃棄物の排出工程図又はこれ らに類する図書等 (協議書の審査等)
- 第8条 知事は、前条第1項に規定する協議書の提出があった場合は、次項の規定に該当 する場合を除き、協議のあった日から起算して20日以内に、1年を超えない有効期間を定めた県外産業廃棄物搬入事前協議終了通知書(別記第5号様式。以下「協議終了通知書」という。)を当該県外排出事業者に交付するものとする。 知事は、協議書の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要に応じて、搬入の中止又は協議書の内容の変更を当該県外排出事業者に要請するものとする。
- - 処理業者の積替え保管施設又は保管施設を経由して、搬入される産業廃棄物であ (1)るとき
 - 廃掃法第15条の2の7の規定による改善命令等、廃掃法第19条の3の規定に (2)よる改善命令又は廃掃法第19条の4若しくは第19条の5の規定による措置命令を 受けている産業廃棄物の処理の用に供する施設において処分しようとするとき
 - 2) 搬入先の処理施設において、次に掲げる施設の区分に応じ、当該区分に定める量を超えて、県外産業廃棄物を処理することとなるとき。 ア 最終処分場 当該年度の埋立処分計画量の30パーセントに相当する量

- 中間処理施設 当該施設の1日当たりの処理能力に、当該施設が年間に稼働する とされている日数を乗じて得た量の30パーセントに相当する量
- 委託契約書案の内容が適正でないと認められるとき。 (4)
- 産業廃棄物の処理が法令等に基づく基準に適合していないとき。 (5)
- 適正処理の確認に不備があるとき。 (6)
- (7) その他生活環境の保全上支障があると認められるとき。 知事は、審査に際し、必要があると認める場合は、産業廃棄物の処理の用に供する施設の所在地を管轄する市町村長の意見を聴くことができる。 (搬入届出書の受理等)
- 9条 知事は、搬入届出書の受理に際し、前条第2項各号の要件への対応が適切に行われることを確認する。 第9条
- 搬入届出書の有効期限は設けないものとする。ただし、県外産業廃棄物の搬入が、前条第2項各号の各要件及び第10条第1項第4号の要件を満たさないことが確認された 場合、知事は、搬入届出書に代えて、県外排出事業者と第7条の協議を行う。 (県外産業廃棄物の搬入等)
- 10条 知事は、県外産業廃棄物の搬入に際し、県外排出事業者及び処理業者により、 次の各号による事務が適切に行われるかを確認する。 (1) 協議終了通知書の交付を受けた後に、自ら又は委託して、県外産業廃棄物の搬入 第10条
 - を行うこと
 - 県外産業廃棄物の搬入を県外排出事業者が処理業者に委託するときは、協議終了 通知書の写しを処理業者に交付すること
 - 「書の与しを処理業者に父付すること。 処理業者は、県外排出事業者から協議終了通知書の写しの交付を受けるとともに、 県外排出事業者と産業廃棄物の処分に係る委託契約を締結した後に、県外産業廃棄物 の搬入を行うこ
 - 県外排出事業者自ら又は委託して県外産業廃棄物を搬入する場合は、 トを適正に使用し、処分終了後速やかにマニフェストの「K票」を知事に提出するこ
- 前3条及び前項の規定は、県外排出事業者が、協議終了通知書の交付を受けた場合又 は搬入届出書の受理後に、協議書若しくは搬入届出書の内容を変更しようとする場合に

準用する。

(県外産業廃棄物処理実績の報告)

- 第11条 知事は、協議終了通知書の交付を受け、県外産業廃棄物の処分を行った県外排出事業者に対し、その年度における当該県外産業廃棄物の処分の状況を記載した県外産業廃棄物処理実績報告書(別記第6号様式)を、翌年度の6月30日までに提出することを求めるものとする。
- 2 知事は、搬入届出書を提出し、県外産業廃棄物の処分を行った県外排出事業者に対し、 処分を行った年度における当該県外産業廃棄物の処分の状況に加えて、翌年度の処理予 定量を記載した県外産業廃棄物搬入届出に係る県外産業廃棄物処理実績報告書(別記第 7号様式)を、翌年度の6月30日までに提出することを求めるものとする。この場合 において、知事は、当該処分に係る搬入届出書の写しの添付を併せて求めるものとする。 第4章 施設の適正設置指導

(産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準)

- 第12条 産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準(以下「産業廃棄物の 処理の用に供する施設の立地に関する基準」という。)は、別に定める。 (施設設置の事前協議)
- 第13条 次の各号に掲げる施設を設置しようとする者(以下「設置者」という。)から、事業計画の概要を記載した書類(別記第8号様式。以下「事業概要書」という。)により、知事は協議を受けるものとする。この場合において、廃掃法に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請、産業廃棄物処理業の許可申請(変更許可申請を含む。)を要相とな変更届出のいずれかが必要な施設又は自動車リサイクル法に基づく解体業、破砕業の許可申請、破砕業の変更許可申請若しくは変更届出のいずれかが必要な施設については、当該申請又は届出の前に協議(以下、本章において施設の設置、変更、譲受け、借受け及び転用に係る法令の許可申請、届出前に行う県と事業者の事前の協議を「事前協議」という。)を受けるものとする。
 - という。)を受けるものとする。 (1) 産業廃棄物の処理の用に供する施設(次のアからウまでに掲げるものを除く。) ア 産業廃棄物の処理を業として行わない事業者が自らの事業により生ずる産業廃棄 物のみを処理するために当該事業場内に設置するもの
 - イ 入替に伴う当該施設の処理能力の増加が当初設置時と比較して10パーセント未 満のもの。ただし、入替により生活環境への負荷を増大させることが予想される等、 知事が事前協議を必要と認める入替を除く。
 - 知事が事前協議を必要と認める入替を除く。 ウ 産業廃棄物処理施設である移動式破砕施設のうち、廃掃法政令第7条第8号の2 における木くず、がれきの破砕施設
 - (2) 前号以外の施設で知事が必要と認めるもの
- 2 設置者が前項の協議を行う前に、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)の手続を終了した場合は、この協議を行ったものとみなす
- 協議を行ったものとみなす。 3 知事は、第1項の事業概要書の提出があった場合は、当該事業概要書の写しを、当該 施設の設置場所を管轄する市町村長及び知事が事業概要書の写しを送付することが適当 であると認めた市町村長(以下これらを「関係市町村長」という。)に送付するものと する。
- 4 前項の規定により事業概要書の写しの送付を受けた関係市町村長は、必要に応じて、 事業概要書の内容について周知の必要があると認めた地域に周知することができる。 (施設変更の事前協議)
- 第14条 前条第1項各号に掲げる施設の設置者が、当該施設について次の各号に掲げる 事項の変更をしようとする場合は、知事は、施設変更に係る事業計画の概要を記載した 書類(別記第8号様式「事業概要書」)により、協議を受けるものとする。ただし、産 業廃棄物処理施設に係る変更の場合は、この限りではない。
 - (1) 当該施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量。以下同じ。)(当初設置時と比較して、10パーセント未満の増大を除く。)
 - 比較して、10パーセント未満の増大を除く。) (2) 当該施設の位置、構造等の設置及び維持管理に関する計画(環境への負荷を増大させないことが予想される変更を除く。) 前項の場合において、廃掃法に基づく産業廃棄物処理業の許可申請(変更許可申請を
- 2 前項の場合において、廃掃法に基づく産業廃棄物処理業の許可申請(変更許可申請を含む。)及び変更届出のいずれかが必要な施設並びに自動車リサイクル法に基づく解体業及び破砕業の変更届出のいずれかが必要な施設については、当該申請又は届出の前に協議を受けるものとする。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、設置者が第1項の協議を行う場合について準用する。

(施設譲受け等の事前協議)

- 第15条 既存の施設を譲り受け、又は借り受け(合併若しくは分割又は相続による譲受ける他知事が別に定める場合を除く。以下「譲受け等」という。)して、産業廃棄物の処理の業の用に供しようとする場合は、知事は、当該施設の利用に係る事業計画の概要を記載した書類(別記第8号様式「事業概要書」)により、協議を受けるものとする。
- ただし、産業廃棄物処理施設に係る譲受け等を除く。 2 前項の場合において、廃掃法に基づく産業廃棄物処理業の許可申請(変更許可申請を含む。)及び変更届出のいずれかが必要な施設並びに自動車リサイクル法に基づく解体業、破砕業の許可申請、破砕業の変更許可申請及び変更届出のいずれかが必要な施設につい

当該申請又は届出の前に協議を受けるものとする。

第13条第3項及び第4項の規定は、譲受者等が第1項の協議を行う場合について準 用する

(施設転用の事前協議)

- 第16条 既存の廃棄物の処理の用に供する施設で自らの事業 (廃棄物の処理の事業を含 む。)により生ずる廃棄物のみを処理しているものを転用して、産業廃棄物の処理の業の用に供しようとする場合は、知事は、当該施設についての転用に係る事業計画の概要 を記載した書類(別記第8号様式「事業概要書」)により、協議を受けるものとする。
- 前項の場合において、廃掃法に基づく産業廃棄物処理業の許可申請(変更許可申請を) 又は変更届出のいずれかが必要な施設については、当該申請又は届出の前に協 議を受けるものとする。
- 第13条第3項及び第4項の規定は、施設転用者が第1項の協議を行う場合について 準用する。

(事業計画書の提出等)

- 第13条から前条までのいずれかの規定により事業計画の概要を記載した書類 の提出を行った者(以下「事前協議者」という。)は、事業概要書提出から6月以内に、 当該事業計画を記載した書類を作成し、知事に提出するものとする。
- 前項の事業計画を記載した書類は、事業計画書申請書(別記第9号様式「事業計画書」) に、別表1に掲げる書類及び図面を添付したものとする。ただし、第13条から前条までのいずれかの協議を終了した施設について、再度これらの規定による協議を行う必要が生じた場合は、知事が必要でないと認める書類及び図面を省略することができる。 (優良認定業者の事前協議)
- 第18条 処分業の許可を有する優良認定業者については、第13条から前条までの規定にかかわらず、次の各号の手続を行うことができる。なお、事前協議の対象が、廃掃法における積替え保管施設の場合は、収集運搬業の許可を有する優良認定業者(廃掃法政令第6条の9第2号の基準に適合すると認められた者)が以下の手続を行うことができ
 - る。(1) 産業廃棄物の処理の用に供する施設(産業廃棄物処理施設を除く。) 施設の変更または現に廃掃法における処分業を行っている事業地(以下「既存事 業地」という。)における新規施設の設置を行う場合は、第13条及び第14条の 事業概要書の提出を省略し、前条第2項の事業計画書を提出する(以下、この手続を「優良用事的協議」という。)ことができる。

なお、既存の施設と同じ処分を行う施設を同一の既存事業地に追加設置する場合 で次の(ア)及び(イ)に該当しないときは、事前協議を省略できる。

- (7) 設置予定事業地での施設能力が10パーセント以上増大する追加設置
- (イ) 生活環境への負荷を増大させることが予想される追加設置 施設の譲受け等の場合は、優良用事前協議を実施することができる。 施設の処理業への転用の場合は、事前協議を省略することができる。ただし、既存事業地区外での転用は事前協議を実施するものとする。
- 産業廃棄物処理施設 (2)
 - 既存事業地に施設を設置する場合は、優良用事前協議を実施することができる。 なお、第21条第1項の規定による関係市町村長の意見等により、周辺住民との紛 争が予見される場合は、第20条第2号に基づき同条第1号に定める手続を行うこ とができるものとする。
 - 移動式破砕施設は事前協議を省略できる
 - 施設の処理業用への転用の場合は、事前協議を省略することができる。ただし、 既存事業地以外での転用は事前協議を実施の上、第20条第1号に定める手続を行 うものとする。

(事前協議を実施しない場合の廃掃法の許可申請及び届出の手続)

- 第13条から前条までの規定において、産業廃棄物の処理の業の用に供する施 設について事前協議を行わない場合の廃掃法の許可申請及び届出の手続は、次の各号の とおりとする。ただし、産業廃棄物処理施設を除く施設において、第13条第1項第1号イに該当する施設の入替、第14条第1項各号に該当しない施設の変更及び前条第1号ア(ア)及び(イ)に該当しない施設の追加は除く。
 (1) 廃掃法における産業廃棄物処理業(変更)許可が必要な場合は、(2)の場合を除
 - 次のアからエまでによる手続を行う。
 - 産業廃棄物処理業(変更)許可申請の際、第3条で別に定める処理業の許可等に 関する基準における添付書類・図面に加えて、別表1に掲げる番号4、6、9、1 0、13、14の書類及問題の変添付した上で申請書を提出することを求めるもの とする。廃掃法の法令規則への適合に関して、要綱に基づく運用基準(産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準) 上の審査を行う。 関係市町村に、
 - 関係市町村に、申請書における事業内容を説明する書類の写しを送付の上で、意見を聴取し、当該意見に対する事業者の見解の提出を求める(移動式施設を除く。)。 設置者は、知事又は関係市町村長から関係市町村長に当該許可申請の内容について 説明するよう求められた場合は、これに協力するものとする。
 - 許可の際には、申請書の内容及びイの意見、見解を踏まえて、廃棄物処分に伴う

生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討の上、廃掃法第14条第1 1項の許可への生活環境上の条件(許可における生活環境の保全上必要な条件)を 付すかを判断する。

- 審査結果については、イの事業者見解書写しを添付の上、関係市町村に通知する
- 廃掃法に基づく廃棄物処理施設に係る許可(設置・変更・譲受け(借受け))が 必要な場合は、次のアからエまでによる手続を行う。
 - 廃掃法に基づく廃棄物処理施設に係る設置・変更・譲受け(借受け)の許可申請の段階で、廃掃法等法令規則への適合に関して、県の要綱に基づく運用基準(産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関サる基準及び産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関 する基準)上の審査を行う。なお、審査のため、別表1番号13の書類の提出を求 めるものとし、譲受け(借受け)の許可申請においては別表1番号14の書類の提 出を別に求めるものとする。
 - 関係市町村に、申請書における事業内容を説明する書類の写しを送付の上で、意 見を聴取し、当該意見に対する事業者の見解の提出を求める (移動式施設を除く。)。 設置者は、知事又は関係市町村長から関係市町村長に当該許可申請の内容について
 - 設明するよう求められた場合は、これに協力するものとする。 許可に当たっては、申請書の内容及びイの意見、見解を踏まえて、廃棄物処分に 伴う生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討する。更に、施設設置 及び変更に際しては、廃掃法第15条の2第1項第2号の許可要件への適合を検討 するとともに、許可に廃掃法第15条の2第4項の生活環境保全上の条件を付すか を判断する

なお、産業廃棄物処理業(変更)許可が必要な場合は、イの意見、見解及びウに おける検討結果を踏まえて、産業廃棄物処理業(変更)許可に廃掃法第14条第1 1項の生活環境上の条件を付すかを判断する。

- 審査結果については、イの事業者見解書写しを添付の上、関係市町村に通知する ものとする
- 廃掃法における産業廃棄物処理業に係る変更届出が必要な場合は、 、次のア及びイの審査等を行う。 (3)(2)の場合を 除き、
 - 変更届出の際に、廃掃法で規定された書類及び図面に加えて、別表1番号1、6、9、10、13、14の書類及び図面を添付した上で届出書を提出するこ 求める。知事は、廃掃法等法令規則への適合に関して、県の要綱に基づく運用基準(産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の 用に供する施設の立地に関する基準及び産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造 に関する基準)上の審査を行い、廃掃法の処理基準上問題がないかを確認するもの する。

届出受理後は、関係市町村長に、変更届出の内容について通知するものとする。 (手続)

- 第20条 第17条に基づく事業計画書の提出を行った者(以下「事業計画書提出者」と は、次に規定する手続を行うものとする。
 -) 第13条及び第16条の協議で、当該協議に係る施設(移動式のものを除く。) が産業廃棄物処理施設である場合及び第18条第2号ウにおける既存事業地以外での 転用の場合は、知事が別に定める熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予
 - 防及び調整に関する要綱(以下「紛争要綱」という。)の手続。 注) 第18条第2号アにより、周辺住民との紛争が予見される場合は、第1号における紛争要綱第4条第3項以降の手続を行うことができるものとする。 前2号による紛争要綱の手続に該当しない場合は、次条及び第22条に定める手
 - (3)続

(協議等)

- 知事は、事業計画書提出者からの協議が前条第1号に該当しない場合で、当該 事業計画書の内容が適当であると認めるときは、関係市町村長に当該事業計画書の写し を送付して、期間を定めて生活環境保全上の見地から意見を求めるものとする (移動式 施設を除く。)。この場合において、第18条第2号アに該当する施設設置に関し意見を求めるときは、紛争要綱の手続の必要性も含めて意見を求めるものとする。 事業計画書提出者は、知事又は関係市町村長から関係市町村長に当該事業計画書の内容について説明するよう求められた場合は、これに協力するものとする。 事業計画書提出者は、関係市町村長の意見に対する対応等を記載した見解書を知事に
- 提出するものとする
- 知事は、必要に応じて事業計画書の内容の変更等を当該事業計画書提出者に指示する ことができる
- 事業計画書提出者は、提出した事業計画書において、第1項の意見を求めた後に、次の各号に掲げる事項の変更をしようとする場合は、事業計画変更届出書(別記第10号 を、知事に提出するものとする。 様式)
 - 当該施設の処理能力が10パーセント以上増大する変更 (1)
 - 当該施設の処理方式の変更 (2)
 - 処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、 (3)排出先等を含む。)を含む。)に係る変更(排ガス又は排水の量の変更においては増

大する場合に限る。)

-) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更(当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜ (4)られることとなるもののみを行う場合を除く。)
- 排ガスの性状及び放流水の水質等の測定頻度に関する事項の変更(当該変更によ って頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。)
- 生活環境への負荷を増大させることが予想される変更
- 前項の事業計画変更届出書が提出された場合は、変更後の事業計画書について前条及 び第1項から第3項までの手続を行うものとする
- 知事は、事前協議において次に掲げる審査等を行う。) 廃掃法等法令規則への適合に関して、県の要綱に基づく運用基準(産業廃棄物の 処理の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設 の立地に関する基準及び産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準)上 の審査。
 - 第1項の関係市町村長からの意見及び第3項の事業計画書提出者からの見解書の 内容を踏まえ、次のアからウまでによる審査等。
 - 廃掃法における産業廃棄物処理業(変更)許可が必要な場合は、廃棄物処分に伴 う生活環境の保全上の支障が生じる怖れがないかを検討の上、許可に廃掃法第14 条第11項の生活環境上の条件を付すかを判断する。
 - 廃掃法に基づく廃棄物処理施設に係る許可(設置・変更・譲受け(借受け))が 必要な場合は、廃棄物処分に伴い生活環境の保全上の支障が生じる怖れがないかを 検討する。更に施設設置及び変更に際しては、廃掃法第15条の2第1項第2号の 許可要件への適合を検討するとともに、許可に廃掃法15条の2第4項の生活環境保全上の条件を付すかを判断する。
 - 廃掃法における産業廃棄物処理業に係る変更届出が必要な場合は、イの場合を除 、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを確認する。
- 知事は、協議の内容が適当であると認める場合は、事前協議終了通知書(別記第11 号様式)を事業計画書提出者に交付するものとする。 知事は、前項の規定により協議が終了した場合は、関係市町村長に第3項の事業計画 書提出者からの見解書の写しを添付の上、その旨を通知するものとする。 (工事完了等)
- 第22条 事業計画書提出者は、工事が完了した場合は、工事完了報告書(別記第12号 様式)を知事に提出するものとする。
 - 前項の工事完了報告書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。
 - 工事の施行状況及びしゅん功後の状況を明らかにする写真
 - 工事しゅん功図面(施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造 (2)図の出来高図)
- 事前協議者は、事業計画を中止する場合は、事業計画中止届出書(別記第13号様式) を知事に提出するものとする。

(産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準)

第23条 産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造について、知事は、廃掃法等法令を 遵守するために必要とする基準(以下「産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関 する基準」という。)を別に定める。

(自社廃棄物の処理施設の設置における事前確認)

- 産業廃棄物の処理の用に供する施設(産業廃棄物の処理を業として行わない事 業者が自らの事業により生ずる産業廃棄物に限り処理するために当該事業場内に設置す る施設で、産業廃棄物処理施設以外のものに限る。)で、知事が別に定めるものを設置しようとする者(別に定める施設に該当する処理能力を有していない施設を該当する処理能力に増強しようとする者を含む。)は、施設を設置する前に知事から事前の確認を 受けるものとする。
- 前項の事前の確認を受ける施設は、前条の産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造 に関する基準において定める。 第1項の事前の確認では、自社処理施設に関する事前確認依頼書(別記第14号様式)
- 前条の産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準において定める書類 を添付し、知事に提出するものとする。 第5章 雑則

(提出部数)

第25条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、次の表のとおりとする。 ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

番号	項目	提出部数
1	県外産業廃棄物搬入事前協議書	2 部
2	県外産業廃棄物搬入届出書	2 部
3	県外産業廃棄物処理実績報告書、県外産業廃棄物搬入届	2 部
	出に係る県外産業廃棄物処理実績報告書	
4	事業概要書、事業計画書及び事業計画変更届出書	3部に関係市町村

		数を加えた部数
5	工事完了報告書	3 部
6	事業計画中止届出書	3 部
7	自社処理施設に関する事前確認依頼書	3 部

備考 提出部数には、副本を含む。

(書類の経由等)

- 第26条 この要綱の規定により知事に提出する書類又は知事から送付、通知及び交付する書類は、県外産業廃棄物の搬入に関する書類を除き、産業廃棄物の処理の用に供する施設の所在地を管轄する保健所長を経由するものとする。 (適用除外)
- 第27条 この要綱の規定は、熊本市の区域内においては適用しない。 (その他)
- 第28条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める 附 則 (施行期日)
- 1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の熊本県産業廃棄物指導要綱(以下「改正前要綱」という。)に基づき行われている手続については、この要綱施行の日から起算して3箇月の間(以下「移行別間」という。)は、従前の例によるものとオーズで、個の場合による
- 3 移行期間の満了日以降については、この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定により交付されている事前協議終了通知書その他の書類は、改正後の熊本県産業廃棄物指導要綱(以下「改正後要綱」という。)の規定により交付された事前協議終了通知書その他の書類とみなし、この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。別表1 事業計画書添付書類

リ表 1	事業計画書添付書類
番号	添付書類
1	事業計画の概要を記載した書類
2	申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し(原本と相違無い旨記載
	し押印したもの)及び履歴事項全部証明書(法人登記)(写しも可)。
	申請者が個人の場合は、住民票(本籍省略不可)(写しも可)及び登記事
	項証明書(登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人とする
	記録がないことの証明)(写しも可))
	※設置(変更)許可又は処分業に係る(変更)許可が必要な事前協議の場合
	は、事前協議時点では3箇月以上経過した書類の写しでも可とする。
3	法施行規則第10条の5第1項第1号ロ (1)に規定する産業廃棄物の処分
	を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを説明する書類:
	(財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会「処分課程」
	の修了証の写し ※原本確認を行う。
	※新規の場合は、新規講習会の修了証(申請日から5年以内に発行されたも
	のに限る。)
	※更新の場合は、更新講習会の修了証(更新日から2年以内に発行されたも
	のに限る。)
	(ただし、新規申請にあたり、既に他の都道府県・政令市の許可を受けて
	いる場合は、更新講習会の修了証でも可)
4	産業廃棄物の処理工程図その他処理の計画を記載した書類並びに処分後の
	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類
5	事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類
6	中間処理業で残さ物が生ずる場合は、残さ物の処分方法を記載した書類
7	中間処理施設、保管施設の一覧表
8	・事務所、事業場の付近の見取図(事務所等を中心に半径2キロメートル
	以内)
	・当該施設の配置図(搬入経路を明記すること)
9	・当該施設の処理能力を明らかにする書類及び図面
	・事業の用に供する施設(保管施設を含む)の構造を明らかにする平面図、
	立面図、断面図及び設計計算書。最終処分場は、周囲の地形、地質及び地下
	水の状況を明らかにする書類及び図面、埋め立て処分計画を記載した書類、

	災害防止のための計画書、事業区域及び埋立に供する場所の測量図(測量士
	が作成した求積図又は丈量図)並びに隣接土地所有者(管理者)との敷地境
	界確認書。
1 0	・字図(公図の写し)に事業区域を枠囲み等で明示したもの
	・処分施設(土地を含む。)の所有権又は使用権を証する書類(土地の登
	記事項証明書 * 1 、 2 (全部事項証明書)、使用承諾書、貸借契約書等)
	* 1 : 地目が「田」「畑」となっているものに関しては、農地転用許可が確
	認できる書類を添付すること。
	*2:設置(変更)許可又は処分業(変更)許可が必要な事前協議の場合は、
	事前協議時点では3箇月以上経過した書類の写しでも可とする。
1 1	産業廃棄物処理施設を使用し処分業を行う者は、技術管理者の資格を有す
	る者の修了証の写し ※原本確認を行う。
1 2	申請者が県又は市の許可(当該申請に係る処理業、設置・変更許可)を受
	けている場合は、その許可証の写し
1 3	当該施設に係る廃掃法及び自動車リサイクル法並びに要綱における構造基
	準及び維持管理基準に対する対応状況を記載した書類
1 4	周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
1 5	当該事業に係る他法令の手続の必要の有無及び手続の状況を記載した書類
1 6	設計計算書(油水分離等)
1 7	事業計画書、収支見積書
1 8	標準作業書
1 9	前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
	(生活環境の保全に関する協定書の写し (締結している場合のみ)等)
F4 +	1. 江戸校で歩きの担合は、乗旦16~19はて画

廃掃法に係る施設の場合は、番号16~18は不要 自動車リサイクル法に係る施設の場合は、番号1、3、7及び11は不要 優良産廃業者の場合、番号2、3、5及び11は省略できる。 注 2 注 3

別記第1号様式(第7条関係)

県外産業廃棄物搬入(新規·変更)事前協議書

年 月 日

熊本県知事

様

協議者 **〒** 住所 氏名 TEL FAX

EI]

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり県外産業廃棄物の搬入(新規・変更)を行いたいので、熊本県産業廃棄物指導 要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて協議します。

排	Ш		業	場	所	壮	名称地					
熊本県内へ搬入を行う理由(変更の理由)					打二首)者 • #	旦当者名					
搬	人の	子:	定期	間		年	i A	目から		年 月] [まで
					種	類	数		処	分	方	法
搬	入	を	行	う				t/年 m³/年				
産	業	廃	棄	物				t/年 m³/年				
								t/年 m³/年				
					搬入	方 法	(自己・委 委託業者					
搬	入	及	CK	処	搬入	経路						
理	Ø	内	容	等	処 分	業者	業 者 処分に要 施設の(残	する施設:				
					処 処 が が と)							

- 注 1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
 - 2 添付書類 ①当該排出事業場の業務概要を記載した書類
 - ②製造工程図(使用原材料が分かるもの)及び産業廃棄物の排出工程図若しくはこれらに類する図面等
 - ③搬入方法及び搬入経路を記載した書類並びに搬入経路を記入した地図
 - ④委託処理の場合は、当該排出事業者と委託を予定している処理業者等 の委託契約書案
 - ⑤産業廃棄物並びに運搬車両及び運搬容器のカラー写真
 - ⑥搬入する産業廃棄物の分析証明書(有害物質等の含有又は溶出試験結果で、事前協議書を提出しようとする目前60日以内に検査を実施したものとする。)
 - ⑦委託処理の場合は、委託を予定している処理業者等の許可証の写し
 - ⑧処分を予定している処理業者等が作成した産業廃棄物の処分計画書 (別記第3号様式)
 - ⑨処理業者の中間処理施設からの産業廃棄物については適正処理確認 申告書(別記第4号様式)

別記第2号様式(第7条関係)

県外産業廃棄物搬入(新規・変更)届出書

年 月 日

熊本県知事

様

届出者 〒

TEL

FAX

住所 氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり県外産業廃棄物を搬入(新規・変更)しますので、熊本県産業廃棄物指導要綱 第7条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

排	出	事	業	場	氏 名	又 は 在	、名 称 地					
					担当音	『署・担	旦当者名					
			般人を									
搬	入の	子	定期	間		年	5 月	日から	年	5 月	} F	まで
					種	類	数	EE.	処	分	方	法
搬	入	を	行	ō				t/年 m³/年				
産	業	廃	棄	物				t/年 m³/年				
								t/年 m³/年				
					搬入	方 法	(自己・ 委託業者	委託)運搬				
搬	入	及	U	処	搬入	経路						
理	Ð	内	容	等	処 分	業者	処分に要施設の(者 名: 手する施設: 残余)能力: 定の有無:				
		*************			処 延 が が と)							

- 注 1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
 - 2 添付書類 ①当該排出事業場の業務概要を記載した書類
 - ②製造工程図(使用原材料が分かるもの)及び産業廃棄物の排出工程図 若しくはこれらに類する図面等
 - ③搬入方法及び搬入経路を記載した書類並びに搬入経路を記入した地 义
 - ①委託処理の場合は、当該排出事業者と委託を予定している処理業者等 の委託契約書案
 - ⑤産業廃棄物並びに運搬車両及び運搬容器のカラー写真
 - ⑥搬入する産業廃棄物の分析証明書(有害物質等の含有又は溶出試験結 果で、届出書を提出しようとする日前60日以内に検査を実施したも のとする。)
 - ⑦委託処理の場合は、委託を予定している処理業者等の許可証の写し
 - ⑧処分を予定している処理業者等が作成した産業廃棄物の処分計画書 (別記第3号様式)
 - ⑨処理業者の中間処理施設からの産業廃棄物については適正処理確認 申告書(別記第4号様式)

別記第3号様式(第7条関係)

産業廃棄物の処分計画書

年 月 日

排出事業者

様

処分者 〒 TEL FAX

住 所

氏 名

EII

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり熊本県産業廃棄物指導要綱第7条第3項第8号に規定する産業廃棄物の処分 計画書(年度分)を作成しましたので、提出します。

			施設の種	類類					
			所在地						
産	業廃棄物奴	1理施設	処分方法						
			処理能力		(中間処理施設) t・m³/日(時間) (最終処分場) 残余容量 m³				
	廃棄物の	区分	処分予定量		死処分量	貴社受託量	県外廃棄物の		
	種類		(年間計画量)	年月	日現在		受託割合		
年度		県内物	t • m³		t · m³	and the second s	/		
処公		県外物	t • m³		t · m³	t · m³			
を主		合 計	t • m³		t⋅m³				
定		県内物	t • m³		t • m³				
してす		県外物	t·m³		t · m³	t • m³			
年度処分を予定してる産業廃棄物		合 計	t • m³		t • m³				
亲 庭		県内物	t • m³		t · m³				
		県外物	t • m³		t • m³	t • m³			
の種		合 計	t • m³		t • m³				
の種類及び数量	合 計	県内物	t • m³		t • m³				
び数		県外物	① t · m³		t • m³	t•m³			
拉		合 計	② t • m³		t • m³	t • m³	%		

- 注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
 - 2 産業廃棄物処理施設の種類ごとに作成すること。
 - 3 県外廃棄物の受託割合(%)は、割合(①/②×100)を記入すること。

別記第4号様式(第7条関係)

適正処理確認申告書

次のとおり熊本県産業廃棄物指導要綱第7条第3項第9号に規定する産業廃棄物の適正 処理について、確認いたしましたので申告します。

確認項目	確 認 内 容	施設の立入確認検査
1 処分方法及 び処理能力の	○施設の種類○所在地	年月日: 年 月 日 確認者:職
確認(他者の委 託状況、受託計 画等)	○処分方法○処理能力○他社の委託状況(何社、何トン)	氏名 応対者:職 氏名
	*確認状況写真等を添付すること。	
2 処分業者へ の委託が中間	○最終処分方法 ○最終処分量	年月日: 年 月 日 確認者:職
処理の場合、最 終処分方法、最 終処分量及び	○残さの処分先	氏名
残さの処分先 の確保ができ ているか。		応対者:職 氏名 即
3 その他参考		年月日: 年 月 日
事項		確認者:職 氏名 即
		応対者:職 氏名 ①

注 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。

別記第5号様式(第8条関係)

県外産業廃棄物搬入事前協議終了通知書

 循社対第
 号

 年
 月
 日

住 所 名 代表者

熊本県知事

年 月 日付けで協議のありました県外産業廃棄物の搬入については、下記の とおり事前協議を終了しましたので通知します。

記

1 搬入の期間

年 月 日から 年3月31日まで 排出事業所

2 搬入する産業廃棄物の種類等

種 類 処 理 量 処理方法 処分業者

- 3 搬入の条件
 - (1) 県外産業廃棄物の熊本県内への搬入においては、産業廃棄物の種類・処理方法・ 処理量等の承認された内容を守ること。なお、協議の内容を変更しようとする場合は、再度、事前協議を行うこと。
 - (2) 県外産業廃棄物の収集運搬及び処分については、マニフェストを運搬車両1台に つき1部を使用し、処分終了後速やかに「D票の写し」を環境生活部環境局循環社 会推進課まで送付すること。
 - (3) 取集運搬車両の変更は、あらかじめ変更届出を行ってから運搬車両として使用すること。
 - (4) 収集運搬及び熊本県内における処理等において、事故又は災害等によって県外 産業廃棄物が流出した場合は、事故等の復旧に努め、復旧後速やかに事故等の内 容を報告すること。
 - (5) 協議に係る県外産業廃棄物の処分の状況を記載した「県外産業廃棄物処理実績報告書(熊本県産業廃棄物指導要綱第11条別記第6号様式)」を、 年6月30日までに環境生活部環境局循環社会推進課に提出すること。

別記第6号様式(第11条関係)

県外産業廃棄物処理実績報告書

年 月 日

熊本県知事

様

報告者 〒 TEL FAX

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり熊本県において県外産業廃棄物処理いたしましたので、熊本県産業廃棄物指導要綱第11条第1項の規定により処理実績を報告します。

	氏名	 又は名称								
排出事業場	住									
	1-1-0	721	TEL			担当者	全名			
協議終了通知年		年	月		第		ŗ	j		
処 理	期	間		年	月	目から		年	月	日まで
産業廃棄物の	産業廃棄物の種類 処 理 (t・:				運	搬	者	処	分	者
				/年 /年						
				/年 /年						
				/年 /年						
				/年 /年						

- 注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
 - 2 協議に係る産業廃棄物の「有害物質等の溶出試験結果」並びに収集運搬及び処分の「委託契約書」の写しを添付すること。

別記第7号様式(第11条関係)

県外産業廃棄物搬入届出に係る県外産業廃棄物処理実績報告書

年 月 日

熊本県知事

様

報告者 〒 TEL FAX

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり熊本県において県外産業廃棄物処理いたしましたので、熊本県産業廃棄物指 導要綱第11条第2項の規定により処理実績を報告します。

	- 10	氏名又は	名称									
排出事業場		住	所									
				TEL			ł	旦当者	名			
届 出	年	三 月	П		年	月	日					
処 月	里	期	問		年	月	F	から		年	月	日まで
産業廃棄 ⁴ 類	勿の種	処理 (t·m³)		績	運	搬	者	処	分	者	1	の処理予 ・m³/年)
			t/2 m ³ /2									t/年 m³/年
			t/= m ³ /-									t/年 m³/年
			t/3 m³/3									t/年 m³/年
			t/3 m³/3									t/年 m³/年

- 注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
 - 2 届出に係る産業廃棄物の「有害物質等の溶出試験結果」並びに収集運搬及び処分の「委託契約書」の写しを添付すること。
 - 3 本報告書記載の処分に係る届出書の写しを添付すること。

別記第8号様式(第13条、14条、15条及び16条の関係)

事業概要書

年 月 日

熊本県知事様

 T
 TEL
 FAX

 協議者
 住所
 日

 氏名
 印

 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり産業廃棄物の処理の用に供する施設の設置を行いたいので、熊本県産業廃棄物指導要綱 (第13条・14条・15条・16条)の規定により協議します。

施設の場所				
施設の種類				
処理する産業				
廃棄物の種類				
施設の処理能力	(積替え又は保管施設)			
		施設面積	施設容量	
		m ²	m^3	
	(中間処理施設)			
		t •	m³/日 (時間)	
	(最終処分場)			
		埋立地面積	埋立容量	
		m^{2}	m ³	
その他特記事項				
To provide the second s				

- 注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
 - 2 施設の設置場所を表した地図(縮尺2万5千分の1~5万分の1程度のもの)を添付すること。

- 3 産業廃棄物の処理の用に供する施設設置計画概要書(別紙)を添付すること。
- 4 施設の変更に係る事業概要書の場合は変更の概要を施設の処理能力又はその他特記事項の覧 に記載すること。
- 5 施設の譲受け等に係る事業概要書の場合は譲受け等の相手方の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所をその他特記事項の欄に記載すること。
- 6 処理業への施設の転用に係る事業概要書の場合は転用の理由をその他特記事項の欄に記載すること。
- 7 事業概要書提出後6月以内に事業計画書が提出できない場合には、再度事業概要書から提出すること。

産業廃棄物の処理の用に供する施設設置計画概要書

事業計	画の	概更	を記	載1	1	書籍

-16	market *	244	28%	A.	71.	22 £	圃
		14 h gr	12 }	~~~	$4A_{\infty}$	222-9	IHII

2. 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分方法等

	産業廃棄物 (特			備考		
	別管理産業廃棄 物) の種類	処分方法	(t/月又は - m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

備考 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類ごとに記載すること。記載欄が不足する場 合は、同じ継続紙を作成し記載すること。

3. 施設の概要		
処理施設の種類		
設置場所		
処理能力		
産業廃棄物の種類		
処理施設の処理方		
式及び設備の概要		
環境保全設備の概		
要		
その他		

の規模等」、「埋立対象物の種類」、「構造及び設備の概要」、「放流水の水質等」、「その他の環 境保全対策」を記載すること。

施設設置等に係る他法令の手続きの該当の有無及び対応状況

関係法令	該当の有無	対応状況
自然公園法、熊本県立自然公園条例		
(国立公園又は国定公園、県立自然公園)		
自然環境保全法、熊本県自然環境保全条例		
(自然環境保全地域、緑地環境保全地域、郷土修		
景美化地域)		
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す		
る法律 (鳥獣保護区等)		
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関		
する法律、熊本県野生動植物の多様性の保全に関		
する条例 (生息地等保護区等)		
都市計画法(風致地区、都市計画決定、開発許可)		
建築基準法 (第51条ただし書き許可)		
森林法(保安林、保安施設地区、林地開発許可)		
河川法 (河川区域)		
急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律(急		
傾斜地崩壊危険区域)		
砂防法 (砂防指定地)		
地すべり等防止法(地すべり防止区域)		
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策		
の推進に関する法律(土砂災害警戒区域)		
熊本県地域防災計画(土石流危険渓流)		
農業振興地域の整備に関する法律、農地法(農業		
振興地域、農地)		
文化財保護法、熊本県文化財保護条例、市町村文		
化財保護条例		
都市緑地法(緑地保全地域、特別緑地保全地区)		
熊本県生活環境の保全等に関する条例		
熊本県地下水保全条例		
大気汚染防止法		
水質汚濁防止法		

関係法令	該当の有無	対応状況
騒音規制法		
振動規制法		
悪臭防止法		
浄化槽法		
消防法(少量危険物届出)		
公有地の拡大の推進に関する法律		
宅地造成等規制法		
建築基準法		
工場立地法		
砂利採取法		
採石法		
港湾法		
漁港法		
公有水面埋立法		
海岸法(海岸保全区域)		
道路法		
熊本県景観条例、市町村景観条例(景観形成地域、		
特定施設届出地区)		
国有財産法		
熊本県屋外広告物条例		
へい獣処理場等に関する法律		
道路交通法		
その他立地市町村等の条例		

別記第9号様式(第17条関係)

事業計画書

年 月 日

熊本県知事様

〒 TEL FAX協議者 住 所氏 名 印(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり施設設置に係る事業計画書を作成したので、熊本県産業廃棄物指導要綱第17条第2項の 規定により関係書類及び図面を添えて協議します。

事業概要	書の提出年月日		
施設の場所	Ϋ́		
施設の種類	ý.		
処理する産	産業廃棄物の種類		
施設の処 理能力	積替え又は保管施設	施設面積 m ²	施設容量 m ³
	中間処理施設		t ・m ³ /目(時間)
	最終処分場	埋立地面積 m ²	埋立容量 m ³
その他特言	己事項		

- 注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
 - 2 熊本県産業廃棄物指導要綱の別表1に掲げる書類及び図面を添付すること。
 - 3 施設の変更に係る事業計画書の場合は変更の概要を施設の処理能力又はその他特記事項の欄 に記載すること。
 - 4 施設の譲受け等に係る事業計画書の場合は譲受け等の相手方の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所をその他特記事項の欄に記載すること。
 - 5 処理業への施設の転用に係る事業計画書の場合は転用の理由をその他特記事項の欄に記載すること。

事業計画書添付書類

番号	添 付 畫 類	チェック欄
1	事業計画の概要を記載した書類	***************************************
2	申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し(原本と相違無い旨記載し押印したもの)及び履歴事項全部証明書(法人登記)(写しも可)。 申請者が個人の場合は、住民票(本籍省略不可)(写しも可)及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明)(写しも可)) ※設置(変更)許可又は処分に係る業(変更)許可が必要な事前協議の場合は、事前協議時点では3カ月以上経過した書類の写しでも可とする。	
3	法施行規則第10条の5第1項第1号ロ(1)に規定する産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを説明する書類: (財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会「処分課程」の修了証の写し ※原本確認を行う。 ※新規の場合は、新規講習会の修了証(申請日から5年以内に発行されたものに限る。) ※更新の場合は、更新講習会の修了証(更新日から2年以内に発行されたものに限る。) (ただし、新規申請にあたり、既に他の都道府県・政令市の許可を受けている場合は、更新講習会の修了証でも可)	
4	産業廃棄物の処理工程図その他処理の計画を記載した書類並びに処分後の産業廃棄物及 び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類(様式第7号)	
5	事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類(様式第5号)	
6	中間処理業で残さ物が生ずる場合は、残さ物の処分方法を記載した書類	
7	中間処理施設、保管施設の一覧表	
8	・事務所、事業場の付近の見取図(事務所等を中心に半径2km以内) ・当該施設の配置図(搬入経路を明記すること)	
9	・当該施設の処理能力を明らかにする書類及び図面 ・事業の用に供する施設(保管施設を含む)の構造を明らかにする平面図、立面図、断 面図及び設計計算書。最終処分場は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかに する書類及び図面、埋め立て処分計画を記載した書類、災害防止のための計画書、事 業区域及び埋立に供する場所の測量図(測量士が作成した求積図又は丈量図)並びに 隣接土地所有者(管理者)との敷地境界確認書。	
10	・字図(公図の写し)に事業区域を枠囲み等で明示したもの ・処分施設(土地を含む。)の所有権又は使用権を証する書類(土地の登記事項証明書* 1、*2(全部事項証明書)、使用承諾書、貸借契約書等) *1:地目が「田」「畑」となっているものに関しては、農地転用許可が確認できる書類を添付すること。 *2:設置(変更)許可又は処分業(変更)許可が必要な事前協議の場合は、事前協議時点では3カ月以上経過した書類の写しでも可とする。	
11	産業廃棄物処理施設を使用し処分業を行う者は、技術管理者の資格を有する者の修了証 の写し ※原本確認を行う。	
12	申請者が県又は市の許可(当該申請に係る処理業、設置・変更許可)を受けている場合 は、その許可証の写し	
13	当該施設に係る廃掃法及び自動車リサイクル法並びに指導要綱における構造基準及び維持管理基準に対する対応状況を記載した書類	
14	周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類	
15	当該事業に係る他法令の手続の必要の有無及び手続の状況を記載した書類	
16	設計計算書 (油水分離等)	
17	事業計画書、収支見積書(様式第8号)	

18	標準作業書	
9	前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面 (生活環境の保全に関する協定書の写し(締結している場合のみ)等)	
1 2 3		

様式第1号の1	(注相則第1	0条の4第2項第1号	1 第10冬の1	6 笆 2 項関係)
22K 25 S S S S T T T T T T T T T T T T T T T	1 1 LS ANT WOLD SET 1		7 - 777 1 U 76 V / 1	

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画

2. 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分方法等

				1	
	産業廃棄物 (特別管理産業廃棄	処分方法	処分量 (t/月又は		備考
	物)の種類	AGJI JI IA	3 / 17 >	性状	予定排出事業場の名称及び所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
Atta de.	Trib. to large in refer Allians	der der d.L. / (Life 1934) Arter er	EU refer Alia, refer take d.C. \	in sort steet	マン・ルーラスキューファート ラスキを組まって ロートフ 居

備考 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類ごとに記載すること。記載欄が不足する場合は、同じ継続紙を作成し記載すること。

処理施設の種類	
设置場所	
産業廃棄物の種類	
処理施設の処理方 式及び設備の概要	
環境保全設備の概 要	
その他	

		の具体的計画		Fう時間、休業日、	組織及び従業員	数を含む。)		
(1)	処分場	搬入に際し講す	"る措置					
(2)	処分業	務を行う時間						
		, April 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10						
(3)	休業日							
(4)	òra 686 14-	- 74-91						
(4)	組織体	刑						
(5)	従業員	数のでである。				技術管理者等		
役	員	使用人	事務員	作業員	その他	資格者数	総 数	
	人	人	人	人	人	人		人
(6)	その他							

送学第1号の5 (注租即第10条の4第9項第1号 第10条の16第9項期係)	
様式第1号の5 (法規則第10条の4第2項第1号、第10条の16第2項関係) 6. 環境保全措置の概要	
(1)中間処理において講ずる措置	
(1) 上田公子子の4、(2時 4 の担目	
(2) 保管施設において講ずる措置	
(3) 最終処分場において講ずる措置	

様式第5号(法規則第10条の4第2項第7号、第10条の16第2項関係) 事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類

	内訳		金	額	(千円)		
1	事業の開始に要する 資金の総額						
①	土 地						
2	事務所	***************************************	************************	***************	. C. L. C. L		***********
3	収集運搬車両					MENN SECURIN RESISTANT SECURIN	
4	積替え保管施設						
2	自己資金						
	借入金						
調	(借入先名)						
達							
方	その他						
	増資						
法							
備考							

様式第7号(法規則第10条の4第2項第4号、第10条の16第2項関係)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類

処分後の産業廃棄物の 種類			
発 生 量 (t/月又はm³/月)			
In with L. Di.	自 己 処	理	処分場所
処 理 方 法	with the first	refici	業者名
	委 託 処	埋	所在地
	(該当する処理) 埋立処分		けること) 入処分 中間処理 売却
	* 中間如	l理、売却	の場合は、その具体的な方法
備考			

様式第8号	事業計画書及び収支見積書
様式第 8 号	事業計画書及び収文見積書

1 -	-1.	事業の全体計画	(業務を行う時間、	従業員数、	休業日、	扱う車種	(乗用車、	大型
		車)を含む。)						

	· -						
	,					(フ	ロー概略図を添付)
業務時間	* X	~	:	従業員数	人	休業日	

1-2. 使用済自動車等の引取実績及び計画

Japan.	度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)	許 可 取 年 間	7 得 後 の 計 画
引取	〔台数	台	<u> </u>	台		Ţ
主なも	引取先					

1-3. 解体·破砕実績

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	F	 	F
平均処理実績	台/日	台/目	台/日

1-4. 解体・破砕能力

1日当処理能力	稼賃	助 子	定	目	数	年	間	処	理	能力	1
台/目										台	

1-5. 保管の状況

使用済自動車		解体 自動車		
保管量の上限	台 (台)	保管量の上限	(台 台)
現在保管量	台 (台)	現在保管量	(台 台)
	14/			/ /

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で()に記入すること

1-6. 年間収支見積書

					,	
項			前年度(年)	今年度の見	込み
			(決算月 (月))	(決算月(月))
			年度	(1台当)	年度	(1台当)
			(千円)	(円)	(千円)	(円)
売	上高(全体)	ア (総売上収入)				
売	上原価	イ(使用済自動車等購入				
		費)				
その	の他の経費	ウ				
	うち	way-bear without the state of t				
	廃棄物処理委託費					
営業	利益	オーアーイーウ				
営業	外損益	カ(主に支払利息(注))				
経常	利益	キーオーカ				
使用済自動車等年間引取台数					_	
使用	済自動車等年間処理	里台数				
120	1 - 5			-		

(参考)

			前年度末	現	在
負債総額	(年度末残高)	(千円)			

- (注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
 - 2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

別記第10号様式(第21条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

熊本県知事様

〒 TEL FAX協議者 住 所 氏 名 日 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 目付けで提出した事業計画書に係る内容を変更するので、熊本県産業廃棄物指導要 綱第21条第5項の規定により届け出ます。

施設の場所		
施設の種類		
変 更 事 項	変更前	変更後

注 変更事項に関して必要な書類及び図面を添付すること。

別記第11号様式(第21条関係)

事前協議終了通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県知事

印

熊本県産業廃棄物指導要綱に基づき、 年 月 目付けで協議のありました産業廃棄物の処理の用に供する施設については、事前協議を終了しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 施設の設置場所
- 2 施設の種類
- 3 施設の処理能力
- 4 処理する産業廃棄物の種類
- 5 申請の概要(施設の設置・変更・譲受け・転用等)
- 6 遵守事項
 - (1) 施設の設置、使用等においては、協議した内容を遵守するとともに、法令及び熊本県産業廃 棄物指導要綱に定める規定を守ってください。
 - (2) 計画内容等に変更があった場合には、当庁に速やかに連絡し、指示を受けてください。
 - (3) 施設のしゅん功に当たっては、「工事完了報告書(別記第12号様式)」を提出してください。
 - (4) 計画を中止した場合には、「事業計画中止届出書(別記第13号様式)」を提出してください。」
 - (5) 本通知は、通知時点での法令の範囲内で有効となります。

別記第12号様式(第22条関係)

工事完了報告書

年 月 日

熊本県知事様

 T
 TEL
 FAX

 協議者
 住 所
 氏

 氏 名
 印

 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で協議が終了した 産業廃棄物の処理の用に供する施設について、次のとおり工事を完了しましたので、熊本県産業廃棄物 指導要綱第22条第1項規定により届け出ます。

施設の場所	
施設の種類	
工事完了年月日	
使用開始予定年月日	

- 注 次の書類及び図面を添付すること。
- (1) 工事の施行状況及びしゅん功後の状況を明らかにする写真
- (2) 工事しゅん功図面(施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図の出来高図)

別記第13号様式(第22条関係)

事業計画中止届出書

年 月 日

熊本県知事様

 TEL FAX
 協議者 住 所
 氏 名
 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで提出した事業計画書の計画を中止するので、熊本県産業廃棄物指導 要綱第22条第3項の規定により届け出ます。

施設の場所	
施設の種類	

別記第14号様式(第24条関係)

自社処理施設に関する事前確認依頼書

年 月 日

熊本県知事様

〒 TEL FAX
 協議者 住 所
 氏 名 印
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

熊本県産業廃棄物指導要綱第24条第3項に規定する産業廃棄物の処理の用に供する施設を設置しますので、同条同項の規定により関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	が一角が、「四面を下て、一口の一方」。
施設の場所	
10 Care 10 10 10 1	
生命の孫哲	
施設の種類	
処理する産業廃棄物の種類	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
施設の処理能力	中間処理施設
ルビロスマクスとどと主化プリ	十月大吃生地放
	t ・m ³ /日 (時間)
where the second section with the second section of the second section	
その他の参考事項	

- 注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
 - 2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「特定施設設置届出書」の写しを添付すること。

熊本県告示第138号

施本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱を次のように定める。

令和元年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱 熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱(平成5年 熊本県告示第389号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条-第2条)

第2章 紛争の予防に係る手続等

第1節 事業計画の事前公開(第3条-第9条)

第2節 事業計画書に対する意見の調整(第10条-第14条)

第3節 事業計画の変更及び廃止 (第15条・第16条)

第3章 紛争のあっせん (第17条-第19条)

第4章 雜則(第20条-第23条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。 以下「法」という。)第15条の産業廃棄物処理施設のうち、産業廃棄物の処理の業の 用に供されるものの設置許可に当たって、法第15条の2第1項第2号の許可基準であ る周辺地域の生活環境の保全等への適正な配慮がなされているか及び法第15条の2第

4項の生活環境の保全上必要な許可条件を付することについて知事が判断するために 程度の計画された産業廃棄物処理施設周辺の市町村、住民の意見を聴取することを目的として、これに必要な具体的な手続を定めるものとする。なお、自らの事業(廃棄物の処理の事業を含む。)により生ずる廃棄物のみを処理している法第15条の産業廃棄物処理施設する。 においても、この要綱の手続により、周辺の市町村、住民の意見を聴取した上で、法第 15条の2第1項第2号の許可基準の遵守のために必要な対応を求めることで、周辺地 域の生活環境の保全を図るものとする。 (定義)

- 第2条 熊本県産業廃棄物指導要綱(以下「指導要綱」という。)第2条に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる
 - (1)処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち、指導要綱第 20条によりこの要綱による手続を必要とするものをいう。
 - 紛争 処理施設の設置に伴って生じる周辺の生活環境への影響に関する関係者と 設置者との間の争いをいう。
 - 生活環境 (3)人の生活及び人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接 な関係のある動植物及びその生育環境をいう
 - (4)
 - は関係ののも別値物及のでの生育環境をいう。) 設置者 処理施設を設置し、又は転用を行おうとする者をいう。) 関係者 関係地域内に住所を有する者、関係地域内で農業、林業、漁業等に従事 する者及び関係地域内に存在するは事業所を有する個人又は法人をいう。 (5)紛争の予防に係る手続等

第1節 事業計画の事前公開

(指導要綱第20条第2号による手続について)

- 指導要綱第20条第2号により、この要綱における手続を行うこととした場合は、 第3条 次条第3項から手続を行うものとする。 (関係地域の指定)
- 4条 知事は、処理施設について、指導要綱第17条に基づく事業計画書(以下「事業計画書」という。)の提出があった場合は、事業計画書に記載された処理施設の設置場 第4条 所を管轄する市町村長及び事業計画書について周知を図る必要があると認める市町村長 (以下これらを「関係市町村長」という。) に事業計画書の写しを送付するものとする。
- 知事又は関係市町村長は、設置者に対して、必要に応じて、関係市町村長に当該事業 計画書の内容について説明するよう求めるものとする
- 知事は、第1項の規定により事業計画書の写しを送付した関係市町村長の意見を聴い た上、事業計画書に記載された設置場所の境界からおおむね1キロメートル以内の範囲
- で処理施設の設置、又は転用に伴い生活環境に著しい影響が生じるおそれがある地域(以下「関係地域」という。)を定めなければならない。 知事は、前項の規定により関係地域を定めた場合は、速やかに、その旨を設置者及び関係市町村長に通知するものとする。

(公表及び閲覧)

- 第5条 知事は、前条第4項の規定による通知をした場合は、速やかに、事業計画書の提 出があった旨、関係地域、閲覧の場所及び次に掲げる事項を関係者に公表し、事業計画 書(指導要綱別表1の番号2、5及び10に掲げる書類を除く。)を公表した日から3 0日間、閲覧に供しなければならない。
 - 設置者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表 (1)者の氏名)
 - (2) 施設の種類及び処理能力
 - 設置場所 (3)
 - 閲覧期間 (4)
- 前項の場合において、知事は、あらかじめ、公表する内容を設置者に通知するものと する。

(公表及び閲覧の方法等)

- 6条 前条第1項の規定による公表は、処理施設の設置場所を管轄する保健所及び関係地域の市町村の掲示板に通知書を掲示することにより行う。 前条第1項の規定による閲覧の場所は、設置場所を管轄する保健所及び関係地域の市 第6条
- 町村の庁舎内とする。
- 設置者は、前条第2項の通知を受けた場合は、関係者に対し、必要な事項を記載した文書を配布する方法(これにより難いときは、関係地域内での掲示板への掲示等)に関 事業計画書の概要、閲覧場所及び第8条第1項に規定する説明会の開催について周 知に努めるものとする。

(周知計画書)

- 第7条 設置者は、前条第3項の規定により関係者に対し周知を図ろうとする場合は、あらかじめ、次条第1項の説明会の開催に関する事項その他事業計画書の周知のために必要な事項を記載した計画書(別記第1号様式。以下「周知計画書」という。)を知事に 提出するものとする
- 設置者は、前項の周知計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ、周知計画変更届 (別記第2号様式)を知事に提出するものとする。
- 知事は、前2項に規定する周知計画書及び周知計画変更届の提出があった場合は、速

、その写しを関係地域の市町村長に送付するものとする。 (説明会の開催等)

- 8条 設置者は、第5条第1項に規定する閲覧期間内に、関係地域において事業計画の 説明会を開催するものとする。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当 な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。
- 設置者は、前項の説明会においては、事業計画書の概要を記載した書類及び図面を配 布するとともに、事業計画書の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるものとする。
- 知事は、設置者が第1項に規定する説明会を正当な理由なく開催しない場合は、当該 設置者に対し、期限を付して説明会を開催するよう求めるものとする。この場合において、第5条第1項に規定する閲覧期間内に説明会を開催することが困難であると知事が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該閲覧期間を経過した後であっても説明
- 会を開催するよう求めることができるものとする。 設置者は、第1項又は前項の説明会を開催することができない正当な理由がある場合は、当該理由を知事に書面で報告するものとする。この場合において、正当な理由があ ると知事が認めるときは、説明会の開催を要しない。
- 説明会の開催を要しなくなった設置者は、前条第2項に規定する周知計画変更届を提 出し、説明会以外の方法により、関係者に対し事業計画書の周知に努めるものとする。
- 知事は、第1項又は第3項の説明会が開催される場合は、その職員をこれに立ち会わ せることができる。

(実施状況の報告書の提出)

- 9条 設置者は、説明会の開催等により事業計画書について周知を図った場合は、説明会等実施状況報告書(別記第3号様式。以下「報告書」という。)を知事に提出するも 第9条 のとする。
- 知事は、前項の報告書の提出があった場合は、当該報告書の写しを関係地域の市町村 長に送付するものとする。

第2節 事業計画書に対する意見の調整 (意見書の提出等)

- 第10条 事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する関係者は 5条第1項の公表の日から起算して45日を経過する日(同項の規定による閲覧期間が満了する日までに説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日から起 算して15日を経過する日)までに、意見書を知事に提出することができる。 知事は、前項の意見書の提出があった場合は、速やかに、その写し又は意見書の要旨
- 知事は、前項の意見書の提出があった場合は、速やかに、その写し又は意見書の要旨 を記載した書面(以下「意見書等」という。)を設置者及び関係地域の市町村長に送付 するものとする。

(見解書の提出等)

- 11条 設置者は、意見書等の送付を受けた場合は、遅滞なく、意見書等に対する見解を記載した書面(別記第4号様式。以下「見解書」という。)を作成し、知事に提出す 第11条 るものとする。
- 設置者は、前項の規定による見解書の提出後、関係者に対し、見解書について、原則として説明会の開催により、周知に努めるものとする。
- 知事は、前項の説明会が開催される場合は、職員をこれに立ち会わせることができる。 (関係地域の市町村長への意見聴取)
- 12条 知事は、前条第1項の見解書の提出があった場合は、速やかに、その写しを関係地域の市町村長(以下「関係市町村長」という。)に送付するとともに、期限を付し、
- 事業計画書及び見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を求めるものとする。 知事は、前項の規定による期限を付するに当たっては、前条第2項の規定により設置 者が見解書について周知に努める期間及び関係地域の市町村長の意見の作成に必要な期 間を考慮するものとする。
- 知事は、第1項の意見の提出があった場合は、速やかに、設置者にその写しを送付す るものとする。
- 設置者は、知事から送付された前項の意見に対する対応等を記載した見解書(別記第 4号様式)を作成し、知事に提出するものとする。 (審査等の実施)
- 第13条
- (番屋等の実施) 13条 知事は、設置者より事業計画書が提出された場合、事業計画書について、第1 号に掲げる審査を行うとともに、前条第4項の設置者からの見解書が提出されたときは、 第2号に掲げる法に基づく判断を行う。 (1) 法の法令規則への適合に関して、指導要綱に基づく運用基準(産業廃棄物の処理 の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の立 地に関する基準及び産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準)上の審
 - 第10条第1項の関係者及び前条第1項の関係市町村長の意見並びに第11条第 1項及び前条第4項の設置者からの見解書の内容を踏まえ、次のアからウまでによる 判断を行う
 - 法に基づく廃棄物処理施設に係る設置許可が必要な場合は、法第15条の2第1 項第2号の許可基準への適合を検討するとともに、同条第4項における許可に当た っての生活環境の保全上必要な条件を付すかを判断する
 - 法における産業廃棄物処理業 (変更) 許可が必要な場合は、廃棄物処分に伴う生 活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討の上、法第14条第11項に

おける許可に当っての生活環境の保全上必要な条件を付すかを判断する

- 法における産業廃棄物処理業に係る変更届出が必要な場合は、アの場合を除き、 廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討の上で 必要に応じて、法第15条の2第1項第2号の許可基準の遵守のために適切な対応
- を設置者に求めることで、周辺地域の生活環境の保全を図る。 知事は、前項の審査等により、関係地域の生活の環境保全上の対策が十分なされると 判断した場合は、事前協議終了通知書(別記第5号様式)を設置者に交付するものとす
- 知事は、前項により協議が終了した場合は、関係市町村長に前条第4項の設置者からの見解書の写しを添付の上、その旨を通知するものとする。
- この要綱に規定する手続が終了した者は、法に基づく廃棄物処理施設に係る設置の許可が必要な処理施設にあっては、法の規定に従い許可申請を行い、その他の処理施設の 転用に当たっては指導要綱第22条の規定に従うものとする。
- (生活環境の保全に関する協定の締結の際の助言) 設置者と関係者又は関係地域の市町村長が、事業計画の実施に関し、生活環境 の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結する場合においては、知事は、締結 する協定の内容について必要な助言を行うものとする。

事業計画の変更及び廃止 第3節 (事業計画の変更の届出)

- 15条 設置者は、第4条第1項により関係市町村長に事業計画書の写しを送付した後 (指導要綱第20条第2号により、この要綱による手続を行うこととした場合は、指導 要綱第21条第1項による関係市町村長への事業計画書の写しの送付後)に、提出した 第15条 事業計画書において、次の各号に掲げる変更をしようとする場合は、事業計画変更届出書(別記第6号様式)を知事に提出するものとする。
 - 当該施設の処理能力が10パーセント以上増大する変更 (1)
 - 施設の処理方式の変更 (2)
 - 別) 処理に伴い生じる排ガス又は排水の量又は処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)に係る変更(排ガス又は排水の量の変更においては増大する場合に限る。) 別) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成する。) (3)
 - (4)ることとした数値の変更(当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもののみを行う場合を除く。)
 - 排ガスの性状及び放流水の水質等の測定頻度に関する事項の変更(当該変更によ って頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。)
 - 生活環境への負荷を増大させることが予想される変更 (6)
- 前項の事業計画変更届書が提出された場合は、設置者は変更後の事業計画について、 第4条から前条までの規定の中で、知事が必要と認める手続を行うものとする。 (事業計画の中止の届出)
- 第16条 事業計画書を提出した設置者は、当該事業計画を中止する場合は、事業計画中 止届出書(別記第7号様式)により知事に届け出るものとする。 第 3 章 紛争のあっせん

(あっせん)

- 第17条 紛争が生じた場合は、設置者及び関係者の双方又は一方は、知事に対し、あっ せんを必要とする事項を明示してあっせん申請書(別記第8号様式)により、あっせん の申請をすることができる。ただし、当該申請書の提出は、第12条までに規定する手続等を経た後とする。
- 知事は、前項の申請があった場合において、あっせんの必要がないと認めたとき、又は事案がその性質上あっせんを行うのに適当でないと認めたときを除き、あっせんを行 うものとする。
- 知事は、あっせんを行うことを決定した場合は、関係地域の市町村長に協力を求める
- ものとする。
 知事は、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。 (あっせんにおける代表者の選定)
- 前条第1項に規定するあっせんの申請者が多数である場合においては、当該当 、そのうちから1人又は数人の代表者を選定しなければならない。 第18条 事者は、
- 代表者は、あっせんの申請の取下げを除き、あっせんに係る一切の行為を当該当事者 を代表して行うものとする。
- 当事者は、代表者を選定した後においても、当該代表者を変更することができる。 第1項の規定により代表者を選定し、又は前項の規定により代表者を変更した場合は、 代表者選任(変更)届(別記第9号様式)を、知事に提出しなければならない。
- (あっせんの打切り)
- 第19条 知事は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認める場合は、あっせんを打ち切ることができる。 2 知事は、前項の規定によりあっせんを打ち切るに当たっては、関係地域の市町村長の
- 意見を求めるものとする
- 知事は、第1項の規定によりあっせんを打ち切った場合は、その旨を当事者及び関係 地域の市町村長に通知するものとする。

第4章 雜則

(国等に関する特例)

- 第20条 国、地方公共団体及び次に掲げる法人(以下これらを「国等」という。)が処理施設を設置しようとする場合は、当該処理施設の設置に係る第2章の紛争の予防に係る手続等については、この要綱の規定にかかわらず、知事と国等との協議により行うものとする。
 - (1) 広域臨海環境整備センター
 - (2) 日本下水道事業団
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が認める法人

(書類の経由等)

- 第21条 この要綱の規定により知事に提出する書類又は知事から送付、通知及び交付する書類は、処理施設の所在地を管轄する保健所長を経由するものとする。
- 2 この要綱に規定する書類の提出部数は、3部とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(適用除外)

- 第22条 この要綱の規定は、熊本市の区域においては適用しない。 (その他)
- 第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この要綱の施行時において、改正前の熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争 の予防及び調整に関する要綱(以下「改正前要綱」という。)に基づき行われている手 続については、この要綱施行の日から起算して3箇月の間(以下「移行期間」という。) は、従前の例によるものとする。
- は、従前の例によるものとする。 3 移行期間の満了日以降については、この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定により 交付されている事前協議終了通知書その他の書類は、改正後の熊本県産業廃棄物処理施 設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱(以下「改正後要綱」という。)の 規定により交付された事前協議終了通知書その他の書類とみなし、この要綱の施行の際 現に改正前要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後要綱の規定 により提出された申請書その他の書類とみなす。

別記第1号様式(第7条関係)

周 知 計 画 書

年 月 日

熊本県知事様

住 所 氏 名 印 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名)

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第7条第 1項の規定に基づき、周知計画書を提出します。

事業	自計画	書提	出年月	l E	年	 月	H	 	
施	設の	設	置場	所					
and Sales	開	催	Ħ	時					
説明会	開	催	場	所					
に 関 す	対	象	地	域					
る事項	開催	の周	月 知 方	法					
	1		る書						
定に		兑明会	写2項 <i>0</i> ?で配右 i						

別記第2号様式(第7条関係)

周知計画変更届

年 月 日

熊本県知事 様

住 所 氏 名 印 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名)

周知計画書の内容を変更したいので、熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争 の予防及び調整に関する要綱第7条第2項の規定に基づき、周知計画変更届を提出します。

1	業計	- 闽	書提	出	年月	日		年	月		B		
施	設	の	設	置	場	所							
周	知計	画	書提	出	年月	目		年	月		Ħ		
変	更	<i>{C</i>	係	る	事	項	変	更	詂	変		更	後

別記第3号様式(第9条関係)

説明会等実施状況報告書

年 月 日

熊本県知事様

住 所 氏 名 印 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名)

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第9条第 1項の規定に基づき、説明会等実施状況報告書を提出します。

事美	美計画	書提	出年月	B	年	月	Ħ	
施	設の	設(置場	所				
説明	開	催	Ħ	Ħ				
会に関	開	催	場	所				
対する	対象	地域	內戶	数				
事項	Н	席	者	数				
経過及び概要	意見	の集	内容及 約並ひ 対	ドに				

別記第4	号梯式	(第1	1 条	第 1	2条関係)
77 10 10 777 °E	13 13K T	シャカ エ	1 250	777 1	4 7K (XI)7K/

見 解 書

年 月 日

熊本県知事様

住 所 氏 名 印 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名)

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第11条 第1項及び第12条第4項の規定に基づき、見解書を提出します。

意	見	の要	
意す	見る	に見	対解
周	知	の方	法

別記第5号様式(第13条関係)

事前協議終了通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県知事

印

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予報及び調整に関する要綱に基づき、 年 月 日付けで協議のありました処理施設については、事前協議を終了しましたので、下記のとおり 通知します。

記

- 1 施設の設置場所
- 2 施設の種類
- 3 施設の処理能力
- 4 処理する産業廃棄物の種類
- 5 申請の概要 (施設の設置・転用等)
- 6 遵守事項
- (1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設に係る設置等の許可が必要な処理 施設にあっては、同法の規定に従い許可申請を行ってください。
- (2) 計画内容等に変更があった場合には、当庁に速やかに連絡し、指示を受けてください。
- (3) 計画を中止した場合には、「事業計画中止届出書(別記第7号様式)」を提出してください。
- (4) 本通知は、通知時点での法令の範囲内で有効となります

別記第6号様式(第15条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

熊本県知事様

 TEL FAX
 協議者 住 所
 氏 名
 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで提出した事業計画書に係る内容を変更するので、熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第15条第1項の規定により届け出ます。

施設の場所		
施設の種類		
変更事項	変更前	変更後

注 変更事項に関して必要な書類及び図面を添付すること。

別記第7号様式(第16条関係)

事業計画中止届出書

年 月 日

熊本県知事様

〒 TEL FAX協議者 住 所 氏 名 印 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで提出した事業計画書の計画を中止するので、熊本県産業廃棄物処理 施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第16条の規定により届け出ます。

施設の場所	
施設の種類	

別記第8号様式(第17条関係)

あっせん申請書

年 月 日

熊本県知事様

住 所 氏 名 印 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名)

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第17条 第1項の規定に基づき、あっせんの申請をします。

施	彭	i. Ž	め	種	Ē	類	
施	設	の	設	置	場	所	
l	争(はく						
あす	2	せる	ん	を理	申	田聯	
交	涉	経	追	0	概	要	

別記第9号様式(第18条関係)

代表者選任(変更)届

年 月 日

熊本県知事様

住 所 氏 名 印 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名)

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第18条第 4項の規定に基づき、代表者選任(変更)届を提出します。

施	設	め	種	類				
施	設の	設	置場	所				
	争のうは名が							
あ	っせ	h	申請	日		年	月	日
代		表		者	住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号	()		
変変			場代表		住 所 (ふりがな) 氏 名			

熊本県告示第139号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及	事業者の名称、主た	指定年月日	事業所番号	障害児通所
び所在地	る事務所の所在地及			支援の種類
	び代表者の氏名			
多機能型事業所	NPO法人スローす	令和元年	4 3 5 1 1 0	指定児童発
海イルカ	てっぷ	(2019年)	0 0 8 8	達支援
玉名郡長洲町大	玉名郡長洲町大字長	6月25日		
字長洲2918	洲 2 9 1 8 - 2			
- 2	松岡 友美			

熊本県告示第140号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号に規定する臨時種畜 検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号) 第2条第2項の規定により公表する。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査の目的 1

優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため

検査の対象家畜 2

牛 7頭

検査の期日及び場所

検査の期日	検査の場所			
令和元年(2019年)	熊本県農業研究センター			
8月5日(月)	合志市栄3801			

熊本県告示第141号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の 供用を開始する。

その関係図面は、令和元年(2019年)7月2日から60日間、熊本県土木部道路都 市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般県道	津留鹿本線	山鹿市鹿本町御宇田字陳内 2056番5地先から 同所 2055番1地先まで	53. 5	防安交

供用を開始する期日 令和元年(2019年)7月2日

公 告

熊本県公告第134号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡大津町大字平川字水迫1263番7、同1263番16、同1269番1、同 1270番1、同1270番2、同1270番3、同1270番5、同1270番6、 同1271番1及び同1276番1
- 7,336.34平方メートル 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 熊本市北区植木町亀甲字堀ノ内437番地4 熊本通運株式会社

熊本県公告第135号

熊本市南区元三町二丁目6番3号志柿茂喜ほか15人から申請のあった加勢川土地改良 区設立のことについては、土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定に基づき認可したので、同法第3項の規定により公告する。 令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第136号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第1項 の規定により、令和元年度(2019年度)職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。 令和元年(2019年)7月2日

> 熊本県知事 蒲 島 夫

試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。) 別表第11の免許職種の欄に掲げる職種

試験の科目

学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び 職業訓練関係法規)

受験資格

(1)

試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。 法第44条第1項の技能検定に合格した者

省令第45条の2第2項各号のいずれかに該当する者又は同条第3項各号のい ずれかに該当する者のうち、省令第46条の規定により実技試験の全部及び学科 試験のうち関連学科が免除となる者

(1) にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。 (2)7 成年被後見人又は被保佐人

禁錮以上の刑に処せられた者

職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

試験の日時及び場所

令和元年(2019年)9月6日(金)午前10時45分から

熊本県庁本館13階1301会議室(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)

受験申請の手続 5

受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真(申請前6か月以内に撮影した上半身の写真で、縦40ミリメートル、横30ミリメートル、裏面に氏名及 び撮影年月日を記載したもの)及び試験の免除の資格を有することを証明する書類

受験申請書類の受付期間等 令和元年(2019年)7月12日(金)から同年8月2日(金)まで(土日及 び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送により提出する場合は、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

受験申請書類の提出先

受験申請書類は、次に掲げる場所に持参すること。ただし、郵送により提出する 場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱 書の上、 送付するこ

熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課

郵便番号 862 - 8570熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4)受験手数料

受験手数料(学科試験手数料)は、3,100円とし、熊本県収入証紙を受験申 請書に貼り付けて納付する なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は、 返還しない。

(5)受験票

受験申請書を受け付けたときは、後日、申請者宛てに受験票を送付する。

合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

合格発表

令和元年(2019年)9月20日(金)に合格者受験番号を熊本県公報で公示し 及び熊本県のホームページに掲載するとともに、合格証書の送付により本人宛てに通 知する。

その他

受験案内、受験申請書の用紙等(以下「受験案内等」という。)は、熊本県商工 (1)観光労働部商工労働局労働雇用創生課において交付する。

なお、受験案内等の交付を郵送により希望する場合は、封筒の表面に「職業訓練 指導員試験受験案内等請求」と朱書し、郵便番号、住所及び氏名を明記の上、14 0円切手を貼った返信用封筒(定形外角形2号)を同封し、熊本県商工観光労働部 商工労働局労働雇用創生課に請求すること。

- (2) 受験者のうち希望する者には、熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例 第66号)第22条第1項の規定により口頭にて試験結果(科目の得点)を開示す る。
 - なお、開示を行う期間は合格発表の日から起算して1か月間とし、開示を行う場所は熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課とする。
- (3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。 熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課 電話 096-333-2344(直通)

熊本県公告第137号

天草市に事務所を置く五和町土地改良区理事長から平成31年(2019年)4月12日付けで申請のあった定款の変更については、令和元年(2019年)6月24日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第138号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年(2019年)7月2日から同年7月16日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

四の恢安	
	賃借権の設定等を受ける土地
	東 旧 催 ツ 飲 た 寸 で 文 サ ツ 王 地
八代市鏡町宝出	八代市鏡町内田字壱番割1193番1ほ
	か 5 筆
八代市鏡町野崎	八代市鏡町鏡字芝口参番割742番1ほ
	か 4 筆
八代市鏡町芝口	八代市鏡町鏡字芝口五番割821番ほか
	5 筆
八代市鏡町宝出	八代市鏡町野崎字四番割714番2ほか
	3 筆
八代市鏡町鏡	八代市鏡町鏡字芝口参番割719番1
八代市北原町	八代市北原町字西北原157番1ほか2
	筆
八代市三江湖町	八代市三江湖町字添築中割249番ほか
	1 筆
八代市日奈久新開町	八代市水島町字切揚2339番1
八代市中北町	八代市中北町字中牟田3651番1
八代市中北町	八代市中北町字北牟田3006番1ほか
	5 筆
八代市西片町	八代市島田町字西中田1156番1ほか
	6 筆
八代市西片町	八代市千丁町古閑出字四参番割1860
	番 4 ほか 4 筆
八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字四参番割1852
	番 1
天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3349番1
天草市新和町大宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4629番
	等を受ける 所 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大

申請年月日 令和元年(2019年)6月12日

熊本県公告第139号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法 律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年(2019年)7月2日から同月16日までの間、 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	具信権の設定寺を支げる上地	
農事組合法人いと	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字下川原104	
だ		8番	
甲斐 照久	阿蘇市一の宮町宮地	阿蘇市一の宮町宮地字長田1611番	

申請年月日

令和元年(2019年)6月14日

熊本県公告第140号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位 置の指定を次のとおり行った。 令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 築造者の住所 上益城郡甲佐町大字早川1760番地1
- 築造者の氏名 株式会社親和技建 2
- 道路の位置 上益城郡御船町大字辺田見字村下263番4及び同264番4 3
- 4.00メートルから5.09メートルまで 4 道路の幅員
- 道路の延長 17.54メートル 5
- 令和元年(2019年)6月13日 指定年月日
- 指定番号 熊本県指令央土景建第73号

熊本県公告第141号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位 置の指定を次のとおり行った。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 上益城郡益城町大字広崎1689番地57 築造者の住所
- 築造者の氏名 有限会社紘州 2
- 道路の位置 宇土市岩古曽町字前原1006番9 道路の幅員 6.00メートル 道路の延長 54.15メートル 指定年月日 令和元年(2019年)6月18日 3
- 4
- 5
- 指定番号 熊本県指令央土景建第76号

熊本県公告第142号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位 置の指定を次のとおり行った。 令和元年(2019年)7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 築造者の住所 宇城市松橋町松橋1658番地8 築造者の氏名 有限会社春秋社
- 宇城市小川町北新田字松ノ本696番12 3 道路の位置
- 6. 02メートル 4 道路の幅員
- 道路の延長 49.58メートル 5
- 指定年月日 令和元年(2019年)6月18日
- 指定番号 熊本県指令央土景建第77号

登載依頼

熊本県公立大学法人評価委員会公告第 1 号

令和元年度(2019年度)第1回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催す

令和元年(2019年)7月2日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 小 野 友 道

1 開催日時

令和元年(2019年)7月11日(木)

午後1時00分から午後5時00分まで(終了時間は予定)

開催場所 2

熊本市東区月出三丁目1番100号

熊本県立大学

3 議題

【公立大学法人からヒアリング】

平成30年度(2018年度)業務実績評価

【意見聴取】

役員報酬の基準変更について

- 傍聴者の定員
 - 10人
- 傍聴手続
 - 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。 (1)
 - 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員
 - を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)

熊本県情報公開・個人情報保護審議会公告第2号

熊本県情報公開・個人情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続等は、次のとおりです。

令和元年(2019年)7月2日

熊本県情報公開 · 個人情報保護審議会長

開催日時

令和元年(2019年)7月9日(火) 午後1時から午後2時まで(予定)

開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館13階展望会議室

議事(予定)

県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについての意 見聴取

- 傍聴者の定員
 - 5 人
- 傍聴手続等
- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の 会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県情報公開・個人情報保護審議会事務局(熊本県総務部総務私学局県政情報文書 課)

(電話096-333-2068)